

広島県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務取扱要綱

1 目的

「介護保険法施行令」（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定講習事業者」という。）の指定については、「介護保険法施行規則」（平成11年省令第36号）、「介護保険法施行規則第22条の3第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号）及び「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 指定の要件

広島県知事（以下「知事」という。）は、次の要件を満たすと認められる場合、指定講習事業者として指定する。その有効期間は指定の日から6年間とするが、最初の指定の終期については、指定の日から6年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(1) 指定講習事業者に関する要件

ア 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

(ア) 名簿の作成及び県知事への送付

(イ) 申請事項に変更があったとき又は廃止、休止、再開の県知事への届出

(ウ) 知事が、講習事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

イ 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

オ 指定講習事業者が事業所の所在地以外の都道府県で講習会を実施する場合及び実施した場合は、講習実施場所を管轄する都道府県に次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 3の(2)に規定する事業計画申請書の写し

(イ) 4の(1)に規定する事業報告書の写し

カ 指定の取消しの処分を受け、当該処分の日から5年を経過しないものでないこと。

(2) 講習事業内容に関する要件

ア 講習事業を、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容で定めるカリキュラムに従って開催すること。

イ 修了評価については、全科目の修了時に、別紙2に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。

修了評価の実施方法については、筆記により1時間程度実施するものとし、修了評

価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。

ウ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 別紙3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。

(イ) 一の講習について3名以上の講師で担当すること。

(ウ) 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生が概ね50名を超えない程度の割合で担当すること。

(エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。

エ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

(ア) 開講目的

(イ) 指定講習事業者の名称及び所在地

(ウ) 講習の名称

(エ) 実施場所

(オ) 講習期間及び講習日程

(カ) 講習課程（カリキュラム）

(キ) 講師氏名

(ク) 修了評価の実施方法

(ケ) 講習修了の認定方法

(コ) 欠席した場合の取扱い

(サ) 補講の取扱い

(シ) 受講の取消し

(ス) 修了証明書の交付

(セ) 年間の開講時期

(ソ) 受講手続き

(タ) 受講資格

(チ) 介護保険法施行令第4条第1項に定める一定の有資格者については、本講習会を受講しなくても、福祉用具専門相談員として福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防福祉用具貸与事業所及び特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。

(ツ) 受講料（補講料等を含む。）等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

(テ) 研修事業担当部署（問い合わせ先）

オ 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、原則、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には原則、講習を公開し、見学等を実施すること。）。

カ 別紙1に定める講習課程については、概ね10日程度で修了することとし、地域の実情等により10日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了するものとする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持でき

ると認められるときはこの限りではない。

キ 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

ク 受講申込受付時または初回の講義時に、運転免許証等により講習受講者の本人確認を行うこと。

3 指定申請手続等

(1) 講習事業者指定の申請

指定講習事業者の指定を受けようとする者は、初回の講習の受講生募集開始1か月前までに、次に掲げる事項について、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書（様式1）及びその添付書類を知事に提出するものとする。

ア 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

イ 講習会の名称

ウ 事業所の所在地

エ 運営規程

オ 年間事業計画表及び各講習ごとの時間割表

カ 講師一覧（代替講師を含む。）

キ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）

ク 各講師の保有する資格等の証明書の写し

ケ 演習で使用する福祉用具の一覧

コ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書

サ 各講習ごとの収支予算書

シ 定款その他の基本約款

ス 申請者の前年度の決算書

セ 申請者の概要及び資産状況

ソ 受講料等の設定方法及び改定方法

タ 募集案内等受講希望者に提示する書類

(2) 事業計画指定の申請

指定講習事業者は、毎年度（事業者指定の日の属する年度を除く。）、その年度における初回の講習の受講生募集開始1か月前までに、次に掲げる事項について、福祉用具専門相談員指定講習事業計画申請書（様式2）及びその添付書類を知事に提出するものとする。

ア 運営規程

イ 年間事業計画表及び各講習ごとの時間割表

ウ 講師一覧（代替講師を含む。）

エ 各講習ごとの収支予算書

オ 申請者の前年度の決算書

カ 募集案内等受講希望者に提示する書類

（以下は、変更がある場合に提出する。）

- キ 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別及び当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。）
- ク 各講師の保有する資格等の証明書
- ケ 演習で使用する福祉用具の一覧
- コ 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称）並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
- サ 受講料等の設定方法及び改定方法

（3）変更の届出

ア 事業者に関する事項の変更

事業者に関する事項について変更があった場合には、福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届（様式3-1）に変更のあった関係書類を添付し、変更後速やかに知事に提出するものとする。

イ 事業計画に関する事項の変更

当該年度の事業計画に関する事項について変更する場合には、福祉用具専門相談員指定講習事業計画変更届（様式3-2）に変更を行う関係書類を添付し、速やかに知事に提出するものとする。

ウ 講習内容に関する事項の変更

指定を受けた講習会の講習内容に関する事項について変更する場合には、福祉用具専門相談員指定講習会変更届（様式3-3）に変更を行う関係書類を添付し、変更を行う講習会の募集開始1か月前までに知事に提出するものとする。

エ 講習実施中の緊急の変更

やむを得ない事情により緊急に変更が生じた場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、知事の指示に従うものとする。

なお、講師の緊急の変更の場合、当該科目の代替講師として届け出られている講師以外の者に変更することは認めない。

（4）廃止、休止又は再開の届出

指定講習事業者は、講習事業を廃止、休止又は再開するときには、あらかじめ、福祉用具専門相談員指定講習事業廃止、休止、再開届出書（様式4）を知事に提出するものとする。

4 事業報告書及び修了者名簿等の提出

（1）事業報告書の提出

講習実施者は、各講習会終了後1か月以内に、次に掲げる事項について、福祉用具専門相談員指定講習事業実施報告書（様式5）及びその添付書類を知事に提出するものとする。

ア 開催日時及び場所

イ 受講者数及び修了者数

ウ 講習課程（カリキュラム）

エ 講習会時間割表

- オ 担当講師一覧
- カ 収支決算書
- キ 修了者名簿
- ク 出席簿の写し

(2) 修了者名簿

修了者名簿には、次に掲げる事項を記載する。

- ア 福祉用具専門相談員の氏名、生年月日及び住所
- イ 修了年月日
- ウ 修了証明書の番号

5 修了証書の交付等

- (1) 指定講習事業者は、同一の指定講習事業者が開催する講習の全ての課程を修了し、必要な知識及び技術を修得したと確認できた者に限り、別紙4に定める様式に準じ、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付するものとする。
- (2) 指定講習事業者は、修了証明書の交付を受けた者から紛失等による再交付の申し出があった場合は、修了証明書及び携帯用修了証明書の再交付を行うものとする。
- (3) 指定講習事業者は、修了証明書の交付を受けた者から修了証明書の記載事項の変更による書換えの申し出があった場合は、修了証明書及び携帯用修了証明書の書換え交付を行い、書換え交付報告書（様式6）に書換え交付を行った者の修了者名簿を添付し、速やかに知事に提出するものとする。
- (4) 知事は、講習修了者について、氏名、生年月日、住所、修了年月日及び修了証明書の番号を管理する。

6 指定の取消し

知事は、指定講習事業者が、次のいずれかに該当する場合には、福祉用具専門相談員指定講習事業者としての指定を取り消すことができる。

- (1) 指定講習事業者が、当該講習事業について、2の指定要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 指定講習事業者が、不正の手段により2の指定を受けたとき。
- (3) 指定講習事業者が、県知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 指定講習事業者が、5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証明書を交付したとき。

7 指定等の公表

この要綱に基づき、福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

8 関係書類の保存

指定講習事業者は、講習事業の実施に係る関係書類を備え、講習事業の終了する年度の

最後の日から3年間又は指定講習事業者が定める期間のいずれか長い方の期間保存するものとする。ただし、修了者名簿は永久保存とする。

9 福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習

介護保険法施行令附則第18条第2項第1号に規定する「この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習」は、「この政令の施行の際現に厚生労働大臣の指定を受けていた講習会が行った講習」とする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月21日から施行する。

5(1)中、別紙4の取扱いについて、平成24年4月1日から施行日までに交付された修了証明書及び携帯用終了証明書は第三条の二を第4条に読み替えるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成29年3月15日から施行し、平成27年4月1日以降に開講される講習に適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日以前に開講する講習は、改正前の規定に基づき実施するものとする。
- 3 5(1)中、別紙4の取扱いについて、施行日までに交付された修了証明書及び携帯用修了証明書は第4条第1項第10号を第4条第1項第9号に読み替えるものとする。

附則

この要綱は、令和7年5月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
ただし、改正前の講習で令和8年3月31日までに終了するものについては、従前の例によることができる。

別紙1

福祉用具専門相談員講習課程

科 目	時間数	区分
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		講義
(1) 福祉用具の役割	1	
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1	
2 介護保険制度等に関する基礎知識		
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	2	
(2) 介護サービスにおける視点	2	
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		演習を含む講義
(1) からだとこころの理解	6.5	
(2) リハビリテーション	2	
(3) 高齢者の日常生活の理解	2	
(4) 介護技術	4	
(5) 住環境と住宅改修	2	
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		演習を含む講義
(1) 福祉用具の特徴	8	
(2) 福祉用具の活用	8	
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	1.5	
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習		
(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み	3	講義
(2) ・福祉用具による支援プロセスの理解 ・福祉用具貸与計画等の作成と活用	10	演習を含む講義
合 計	53	

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割

科 目	福祉用具の役割	時間数	1時間（講義）
目 的	・福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 ・福祉用具の種類を概説できる。 ・高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 		
内 容	<p>○福祉用具の定義と種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 <p>※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。</p> <p>○福祉用具の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 ・介護予防 ・自立支援 ・介護負担の軽減 <p>○福祉用具の利用場面</p> <p>※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</p>		
科 目	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	時間数	1時間（講義）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。 ・福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 ・介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。 		
内 容	<p>○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割</p> <p>○福祉用具専門相談員の業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画書等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等） <p>○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定基準（人員基準・設備基準・運営基準） ・介護サービス事業者としての社会的責任（法令遵守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等） ・地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ ・福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等） ・自己研鑽の努力義務（必要な知識及び技能の修得、維持及び向上） 		

2 介護保険制度等に関する基礎知識

科 目	介護保険制度等の考え方と仕組み	時間数	2時間（講義）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 ・地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 ・地域包括ケアの理念を概説できる。 ・地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる 		
内 容	<p>○介護保険制度等の目的と仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等） ・介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等） ・介護サービスの種類と内容 <p>※最新の情報を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスのテクノロジーの活用推進の動向（科学的介護情報システム等） ・高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）の概要 <p>○地域包括ケアの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等） ・構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・共助・公助） ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割 		
科 目	介護サービスにおける視点	時間数	2時間（講義）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。 ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つ上で配慮すべき点を列挙できる。 ・ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。 		

<p style="text-align: center;">内 容</p>	<p>○人権と尊厳の保持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ（QOL） ・虐待防止（早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ） ・身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応 <p>○ケアマネジメントの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現） ・ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング） ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・介護予防の目的と視点・国際生活機能分類（ICF）の考え方 ・多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例）
--	--

3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識

科 目	からだところの理解	時間数	6.5時間（講義）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 ・感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。 ・主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・フレイルと健康寿命・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不適応等） ・介護保険に定める特定疾病 ○認知症の人の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応 		
科 目	リハビリテーション	時間数	2時間（講義）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○リハビリテーションの基礎知識 <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携 		
科 目	高齢者の日常生活の理解	時間数	2時間（講義）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL） ・手段的日常生活動作（IADL）の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL） 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・手段的日常生活動作（IADL）の種類を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる 		
内 容	<p>○日常生活について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 <p>○基本的動作や日常生活動作（ADL）の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作の種類と内容（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等） ・日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防 		
科 目	介護技術	時間数	4時間（講義・演習）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作（ADL）に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 ・各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 		
内 容	<p>○日常生活動作（ADL）（※）における基本的な介護技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 <p>※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど</p>		
科 目	住環境と住宅改修	時間数	2時間（講義演習）
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 		
内 容	<p>○高齢者の住まい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 <p>○住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント（トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等） <p>○介護保険制度における住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等 		

4 個別の福祉用具に関する知識・技術

科 目	福祉用具の特徴	時間数	8時間 (演習・講義)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。 		
内 容	○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴		
科 目	福祉用具の活用	時間数	8時間 (講義・演習)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 		
内 容	○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点 ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法		
科 目	福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	時間数	1.5時間 (講義・演習)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法や事故報告の流れを理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。 福祉用具を安全に利用する上での留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。 		
内 容	○福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 ・消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務 ・重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集 ○福祉用具事業者の事故報告義務 ・事故報告の仕組みと事故報告様式 ・事故要因分析と再発防止策 ○危険予知とリスクマネジメントの取組 ・福祉用具を安全に利用する上での留意点 (誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・様々な福祉用具を組み合わせ活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測		

5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習

科 目	福祉用具の供給とサービスの仕組み	時間数	3時間 (講義)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行う上での留意点について理解する。 清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。 		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の供給やサービスの流れ <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法における福祉用具サービスの内容 (貸与・特定福祉用具販売) 福祉用具の供給 (サービス) の流れ ○福祉用具サービス提供時の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応 介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等 ○福祉用具の整備方法 <ul style="list-style-type: none"> 清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点 		
科 目	福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	時間数	10時間 (講義・演習)
目 的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 モニタリングの意義や方法を理解する。 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を習得し、PDCAサイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。 多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。 		
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。 モニタリングの意義や方法を概説できる。 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。 個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。 		

内 容	<p>○福祉用具による支援とPDC Aサイクルに基づく手順の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 <p>○福祉用具貸与計画等の意義と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント） <p>○福祉用具貸与計画等の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等） <p>○福祉用具貸与計画等の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ <p>○モニタリングの意義と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時における確認事項（福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等） <p>○状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組み合わせや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等）</p> <p>○事例による総合演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明及びモニタリングに関するロールプレイング <p>※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。</p> <p>※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。</p>
-----	--

別紙2

講師要件表

科 目	講 師 の 要 件
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具 専門相談員
(2)福祉用具専門相談員の役割と 職業倫理	⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プラン ナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」とい う。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学 校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員 （非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目 の担当に適任であると特に認められる者
2 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1)介護保険制度等の考え方と仕 組み	① 高齢者保健福祉を担当している行政職員 ② 保健師 ③ 看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士
(2)介護サービスにおける視点	⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 介護支援専門員 ⑨ 大学院等教員 ⑩ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の 担当に適任であると特に認められる者
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1)からだところの理解	① 医師 ② 保健師 ③ 看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 精神保健福祉士 ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の 担当に適任であると特に認められる者

(2)リハビリテーション	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 大学院等教員 ⑥ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3)高齢者の日常生活の理解	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。）
(4)介護技術	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(5)住環境と住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ① 理学療法士 ② 作業療法士 ③ 福祉用具専門相談員 ④ 福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑥ 1級・2級建築士 ⑦ 大学院等教員 ⑧ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1)福祉用具の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 福祉用具専門相談員
(2)福祉用具の活用	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑧ 介護機器相談指導員 ⑨ 大学院等教員 ⑩ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前期以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1)福祉用具の供給とサービスの仕組み	① 保健師 ② 看護師 ③ 理学療法士 ④ 作業療法士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 福祉用具専門相談員
(2)福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	⑦ 福祉用具プランナー研修修了者 ⑧ 大学院等教員 ⑨ 前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

第 号	修了証明書	氏 名	年 月 日生
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号） 第四条第一項第九号に掲げる講習の課程を修了した ことを証明する。			
年	月	日	
福祉用具専門相談員指定講習事業者			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/> 印			

第 号	修了証明書（携帯用）	氏 名	年 月 日生
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号） 第四条第一項第九号に掲げる講習の課程を修了した したことを証明する。			
年	月	日	
福祉用具専門相談員指定講習事業者			
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="checkbox"/> 印			